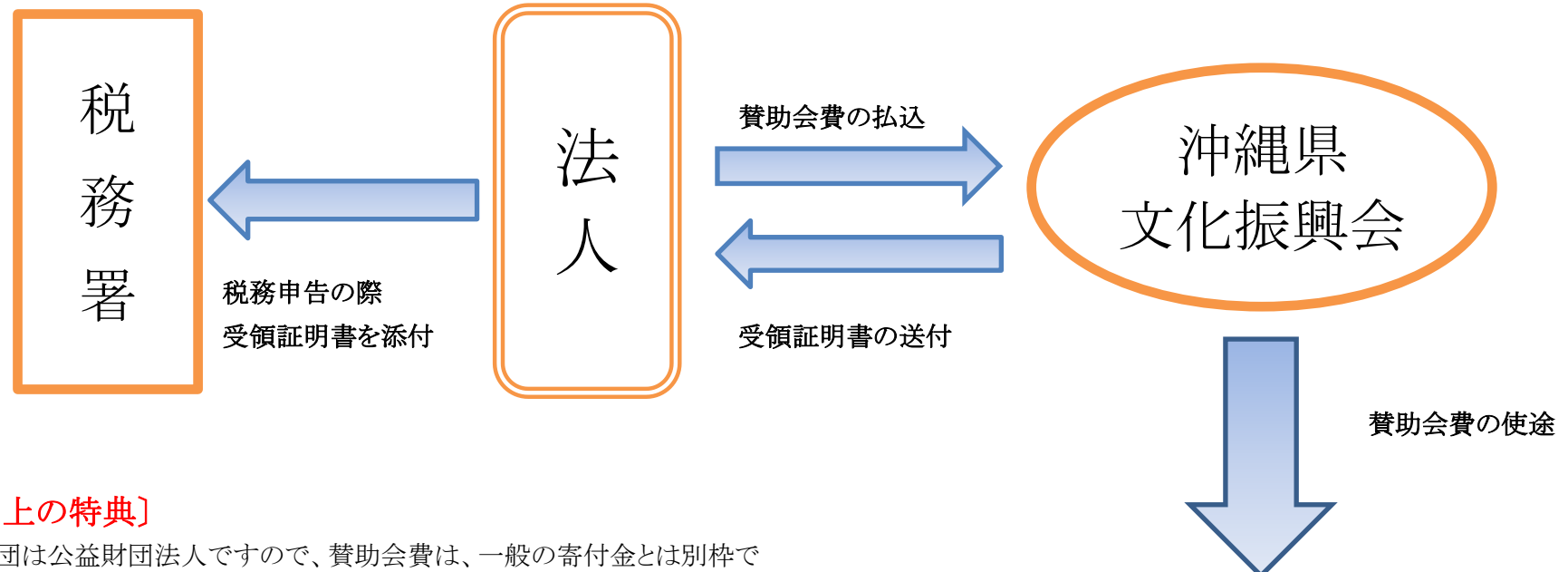


公益財団法人 沖縄県文化振興会 賛助会員制度について

財団の目的
文化・芸術・学術の普及、情報の提供、調査研究、交流等を図り、沖縄県民の主体的、創造的な文化活動を支援するとともに、歴史資料として重要な公文書等の管理を総合的に行い、本県の文化・芸術・学術の振興に寄与することを目的とする。



[税制上の特典]

○当財団は公益財団法人ですので、賛助会費は、一般の寄付金とは別枠で損金算入することができます。

*当財団が発行する寄付金受領証明書を添付して申告を行う必要がありますので、申告時期まで寄付金受領証明書の保存が必要となります。

[会員の特典]

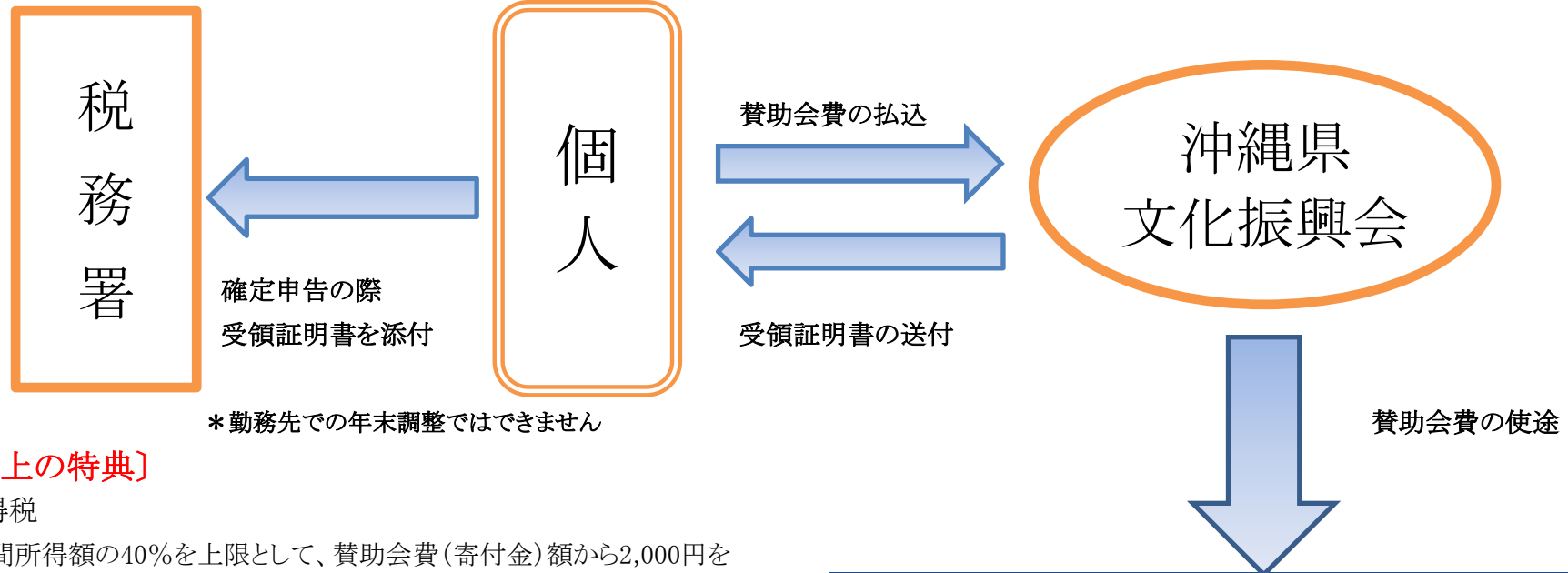
- 財団ホームページにて、法人名を賛助会員として掲示
- 財団ホームページにて、法人ホームページへのリンクを設定
- 自主企画事業(県伝統芸能公演等)の招待チケットの贈呈
※事前のお申込が必要となります。
- 財団が発行している書籍、CD等を会員割引価格で販売

新規事業の創設	既存事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○沖縄県伝統芸能公演支援事業 ○世界エイサー大会実行委員会事業 ○伝統芸能文化等のデータベース構築事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化活動支援助成事業 ○おきなわ文学賞事業 ○沖縄県芸術文化祭開催事業

公益財団法人 沖縄県文化振興会 賛助会員制度について

財団の
目的

文化・芸術・学術の普及、情報の提供、調査研究、交流等を図り、沖縄県民の主体的、創造的な文化活動を支援するとともに、歴史資料として重要な公文書等の管理を総合的に行い、本県の文化・芸術・学術の振興に寄与することを目的とする。



*勤務先での年末調整ではできません

[税制上の特典]

○所得税

年間所得額の40%を上限として、賛助会費(寄付金)額から2,000円を差し引いた金額が所得控除の対象となります。

○個人住民税

都道府県・市町村が各々の条例で指定した寄付金が個人住民税の軽減措置の対象となります。ただし、各市町村によって取り扱いが異なりますので、お住まいの市町村税務担当課へお問い合わせ下さい。

*当財団が発行する寄付金受領証明書を添付して申告を行う必要がありますので、申告時期まで寄付金受領証明書の保存が必要となります。

[会員の特典]

○自主企画事業(県伝統芸能公演等)の招待チケットの贈呈

※事前のお申込が必要となります。

○おきなわ文学賞応募料の免除

○財団が発行している書籍、CD等を会員割引価格で販売

○財団ホームページにて、個人名を賛助会員として掲示

新規事業の創設	既存事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○沖縄県伝統芸能公演支援事業 ○世界エイサー大会実行委員会事業 ○伝統芸能文化等のデータベース構築事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化活動支援助成事業 ○おきなわ文学賞事業 ○沖縄県芸術文化祭開催事業